

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会  
社会福祉センター施設整備基金規程

平成15年 4月 1日制定

(目的)

第1条 社会福祉法第107条に基づき、地域福祉を推進する社会福祉協議会の活動拠点であり、住民相互の交流の場である社会福祉センター施設の整備を計画的に実施するための財源として社会福祉センター施設整備基金（以下「基金」という。）を設置し、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(積立)

第2条 毎会計年度基金として積立てる額は、一般会計予算の定める額とし、次の各号に定めるものの全部または一部をもって行う。

- (1) 次期繰越活動収支差額の2分の1以内の額
- (2) 市からの出援金

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとする。

(運用益金等の処分)

第4条 基金の運用に伴う果実等は、第1条の目的を達成するため、この基金に編入するものとする。

(基金の取崩し及び運用)

第5条 この基金は、第1条の目的を達成するため以外には、取崩し運用することができないものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。